

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 名鉄観光サービス 株式会社  
(2) 代表者氏名 代表取締役 拝郷 寿夫  
(3) 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号

- 2 指名停止措置期間 令和6年7月9日 ～ 令和7年1月8日  
(6か月)

### 3 事案の概要

青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、受注予定者が受注できるよう受注予定者以外の者が協力するなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。

### 4 指名停止措置理由

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表 9（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表 9>

措置条件	期間
(独占禁止法違反行為) 9 他の機関が発注する物品の調達等又は業務委託に関し、独占禁止法第3条、第8条又は第19条に違反する行為があり契約の相手方とすることが不相当であると認められるとき。	処分を決定した日から 2か月以上24か月以内